

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

特別管理 産業廃棄物処理計画書

R5年 6月 27日

大分県知事
佐藤 樹一郎 殿

提出者

住 所 別府市亀川四の湯町5番19号
氏 名 医療法人聰明会 児玉病院
理事長 川本 洋
電話番号 0977-67-1611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人聰明会 児玉病院
事業場の所在地	別府市亀川四の湯町5番19号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	病院
②事業の規模	115床
③従業員数	177名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>①医療行為・検査等に伴う感染性廃棄物の発生 ②各部署職員による収集 ③感染性廃棄物保管場所へ一時保管 ④契約している産業廃棄物収集運搬処理業者による回収処理</p>



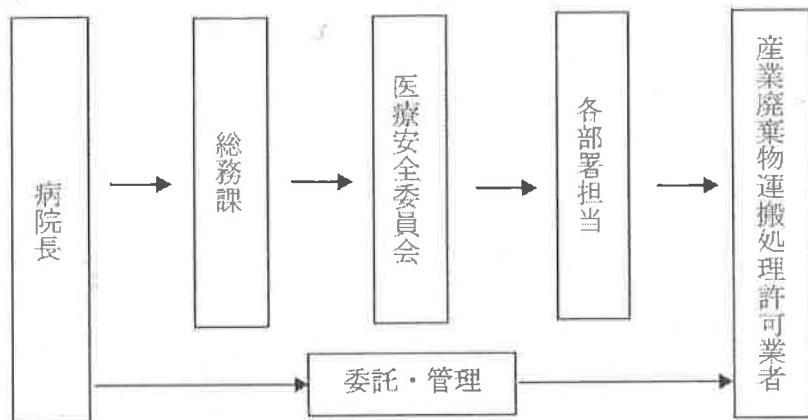
(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】	
特別管理	産業廃棄物の種類 感染性廃棄物
排 出 量	122.458 t
(これまでに実施した取組)	
①現状	感染防止を配慮した上で感染性の再認識で感染性と非感染性のさらなる分別を可能な限り実施したが、COVID-19の影響と患者数の増加により感染性廃棄物は増加傾向となる
【目標】	
特別管理	産業廃棄物の種類 感染性廃棄物
排 出 量	100 t
(今後実施する予定の取組)	
②計画	PCR検査等によりディスポーザブルのガウン等を頻繁に使う為、削減は非常に厳しい状況であるが、昨年に引き続き感染防止を配慮した上で感染性の再認識を行う。また、コロナ感染症が5類になったことにより防御の必要性等を検討し感染性と非感染性のさらなる分別を可能な限り実施する。

特別管理

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) COVID-19の影響により感染防止強化が行われ感染性廃棄物の項目が増加しているが、感染性と非感染性の細分化を実施する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別内容を再検討し廃棄量の削減を目標とする 防御の必要性等を再検討し廃棄物の削減に取り組む

(第3面)

特別管理

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

[記入用紙]

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度(令和4年度)実績】	
①現状	種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度(令和4年度)実績】	
①現状	種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	122.458 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	122.458 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
②計画	全処理委託量	100 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	100 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>PCR検査等によりディスポーザブルのガウン等を頻繁に使う為、削減は非常に厳しい状況であるが、昨年に引き続き感染防止を配慮した上での感染性の再認識を行う。また、コロナ感染症が5類になったことにより防御の必要性等を検討し感染性と非感染性のさらなる分別を可能な限り実施する。</p>			
※事務処理欄			